

平成22年8月定例会

〔 会期 平成22年8月20日(金) 1 日 限 〕
〔 場所 公設庄内青果物地方卸売市場 会議室 〕

平成22年第2回庄内広域行政組合議会
8 月 定 例 会 会 議 録

平成22年8月20日(金曜日)午後3時00分 開議

出欠席議員氏名

議 長 齋 藤 久

出 席 議 員 (15名)

1 番	高 橋 千代夫	2 番	武 田 恵 子
3 番	後 藤 泉	4 番	佐 藤 丈 晴
5 番	高 橋 正 和	6 番	門 田 克 己
7 番	成 田 光 雄	8 番	富 樫 透
10 番	小 野 由 夫	11 番	関 徹
12 番	秋 葉 雄	13 番	五十嵐 庄 一
14 番	小野寺 佳 克	15 番	上 野 多一郎
16 番	齋 藤 久		

欠 席 議 員 (1名)

9 番 高 橋 信 幸

説明のために出席したものの

理事長 榎本政規
(鶴岡市長)

副理事長 阿部寿一
(酒田市長)

副理事長 原田真樹
(庄内町長)

理事 阿部誠
(三川町長)

理事 時田博機
(遊佐町長)

会計管理者 大川慶輝
(鶴岡市会計管理者)

監査委員 和田邦雄
(酒田市監査委員)

監査書記 須藤秀明
(酒田市監査委員事務局長)

参与 小林貢
(鶴岡市企画部長)

参与 石堂栄一
(酒田市総務部長)

参与 菅原一司
(鶴岡市農林水産部長)

参与 前田茂実
(酒田市農林水産部長)

庄内広域行政組合
事務局長 鈴木誠次
(鶴岡市企画部付参事)

青果市場管理事務所兼食肉流通
施設事務所兼広域行政事務所
所長 蓮池昇
(鶴岡市農政課付主幹)

広域行政事務所
次長 高坂信司
(鶴岡市企画調整課長)

広域行政事務所
次長 白幡好行
(酒田市政策推進課長)

議事日程

議事日程第1号

平成22年8月20日(金)午後3時00分開議

- 第 1 改選議員の議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議会運営委員の選任
- 第 5 報第 1号 平成21年度公営企業の資金不足比率の報告について
- 第 6 認第 1号 平成21年度庄内広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認第 2号 平成21年度庄内広域行政組合庄内地方拠点都市地域事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 3号 平成21年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認第 4号 平成21年度庄内広域行政組合庄内食肉流通センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 10 議第13号 庄内広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 11 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開 議

(午後3時00分)

議長 齋藤久議員

ただいまから、平成22年8月庄内広域行政組合議会定例会を開会いたします。
本日の欠席者は9番高橋信幸議員。5番高橋正和議員からは早退の届け出があります。
出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事は、議事日程第1号によって進めます。

日程第1 改選議員の議席の指定

議長 齋藤久議員

日程第1「改選議員の議席の指定」を行います。改選されました議員の議席は、会議規則第3条第2項により、議長において指定いたします。
富樫透議員の議席を8番と指定します。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長 齋藤久議員

日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

組合議会会議規則第72条により、議長において、6番門田克己議員、7番成田光雄議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

議長 齋藤久議員

次に、日程第3「会期の決定」を議題といたします。

本件については、本議会に先立ち、議会運営委員会において協議されておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。

6番 門田克己議会運営委員長。

議会運営委員長 門田克己議員

平成22年8月庄内広域行政組合議会定例会の会期につきましては、去る8月16日議会運営委員会を開催し、協議した結果、本日一日限りとすることに決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

議長 齋藤久議員

お諮りいたします。ただ今議会運営委員長より報告ありましたとおり、本定例会の会期は、本日一日といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 齋藤久議員

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日一日と決定いたしました。

日程第4 議会運営委員の選任について

議長 齋藤久議員

日程第4「議会運営委員の選任について」を議題といたします。

6月に任期満了により、組合議会を退任された梅木隆委員の後任が選任されていないため、ただいま議会運営委員が1名欠員となっております。

お諮りいたします。補欠委員の指名につきましては、議会運営委員会条例第4条の規定により、議長において指名いたしたいと思えます。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 齋藤久議員

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。議会運営委員に8番富樫透議員を指名いたします。

お諮りいたします。富樫透議員を議会運営委員に選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 齋藤久議員

ご異議なしと認めます。よって、富樫透議員を議会運営委員に選任することに決しました。

提案説明

議長 齋藤久議員

次に、本定例会に提案されております報第1号、及び認第1号から認第4号まで、並びに議第13号の議案6件について提案者の説明を求めます。理事長。

理事長 榎本政規鶴岡市長

本日、平成22年8月庄内広域行政組合定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様方には何かとご多忙のところ、また、残暑厳しい中、ご出席を賜りまして誠に有難うございます。

それでは、今議会に提出いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げます。

提案議題は、報第1号 平成21年度公営企業の資金不足比率の報告及び認第1号から認第4号までの平成21年度一般会計及び特別会計決算議案4件、並びに議第13号の条例改正案件1件であります。

まず、報第1号 平成21年度公営企業の資金不足比率の報告につきましては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、青果市場事業及び食肉センター事業の公営企業について、経営の状況を報告するものであります。

次に、認第1号 一般会計の決算であります。歳入が1,382万9千円、歳出が759万7千円となり、前年度と比べ歳入が19.1%、歳出が12.2%のそれぞれ減となっております。

これは、議員定数の減による議会費の減少及び広域計画や各種計画策定・調査費用の節減等がおもな要因であります。

この結果、歳入歳出差引額は623万2千円となり、この形式収支から前年度における実質黒字額を差し引いた実質単年度収支は、220万9千円の赤字となっております。

次に、認第2号 庄内地方拠点都市地域事業特別会計の決算であります。歳入が1億1,085万2千円、歳出が1億1,066万6千円で前年度と比べ、歳入が72.2%、歳出が74.5%と大幅な伸びとなっております。

この要因といたしまして、歳入において庄内地域振興基金を1億円取り崩して、繰入を行い、歳出において東北公益文科大学に設置されます奨学金基金に同額、助成を行なったものであります。

また、積立金は前年度比44.4%増の346万6千円となっております。

この結果、歳入歳出差引額は18万6千円となり、この形式収支から前年度における実質収支黒字額を差し引き、これに基金積立額を加えた実質単年度収支は326万6千円の黒字となっております。

なお、庄内地域振興基金は、これまで金融機関への定期預金並びに食肉流通センター事業特別会計への繰替運用を行なっておりましたが、このうち繰替運用につきましては、構成市町の議会において組合格約の一部変更及び市町出資金の権利放棄の議決を頂き、当組合の条例改正を行なってこれを解消しております。市町の議会で本件に携わられた議員の方々には改めて御礼申し上げる次第でございます。

次に、認第3号青果市場事業特別会計であります。

歳入は、市場取扱高の減少に伴いまして、市場使用料が前年度より2.1%、155万5千円の減、諸収入が光熱水費の値下がり等により13.5%、301万円の減となりましたが、大規模改修工事に伴う1億円の起債の借入や市場維持改良基金からの1,800万円の繰入れがあり、計で前年度比85.7%、1億1,657万7千円増の2億5,267万7千円となっております。

一方、歳出は需用費など物件費の節減に努めて参りましたが、投資的事業である大規模改修工事を実施したことなどから、計で88.7%、1億1,490万9千円増の2億4,441万5千円となり、歳入・歳出差引額は826万2千円となっております。

この形式収支から、前年度における実質収支黒字額と基金取崩し額を差し引き、これに基金積立金を加えた実質単年度収支は1,384万9千円の赤字となっております。

今後とも、庄内地域をはじめ、隣県地域を含めた消費者に、新鮮で安全・安心な青果物供給のため、市場関係者のご協力を頂きながら、公平・公正な市場運営に努めて参りたいと存じます。

なお、大規模改修工事は本年度も先月末に入札を行っており、来年3月上旬までの工期で施工する予定であります。この間、関係の方々には何かとご不便をおかけいたしますが、ご協力下さいますようよろしくお願い申し上げます。

次に、認第4号食肉流通センター事業特別会計であります。

歳入は、青果市場同様、電気料等光熱水費の値下がりにより諸収入が前年度比8.0%、658万3千円減となりましたが、処理頭数の増加により、施設使用料が2.3%、639万5千円の増となったほか、繰越金の増もあり、計で0.4%、277万1千円増の6億5,994万1千円となっております。

なお、と畜頭数は27万6千頭で、前年度に比べ2.3%、約6,100頭の増加となっ

ております。

一方、歳出につきましては、施設の利用状況が高くなっているため、消耗・劣化が著しく、延命化に向けた工事費が増となりましたが、燃料費の値下がりによる委託料の減や積立金の減などにより、計で1.8%、1,164万1千円減の6億2,837万3千円となっております。

この結果、歳入歳出差引額は3,156万8千円となり、この形式収支から前年度における実質収支黒字額を差し引き、これに基金積立金を加えた実質単年度収支は2,772万4千円の黒字となっております。

食肉流通センターにつきましては、処理頭数が年々増加しているため、機械・設備の延命化工事、修繕に万全を尽くすことはもちろんであります。現在、多額の経費がかかっている汚泥の処理についても、効率的な処理方法を検討するなど経費節減を図り、健全な運営を維持して参りたいと考えております。

次に、議第13号 庄内広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。

これは、育児・介護休業法等関係法令の改正により、仕事と子育て・介護の両立支援を行なうため、条例の一部改正を行なうものであり、当組合の構成市町においても改正を行なっていることから、整合性を図るものであります。

以上が、議案の大要であります。各議案の細部につきましては、議事の進行に従いまして、関係職員に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご可決下さいますようお願い申し上げます。なお、猛暑、残暑が続いておりますので、議員各位の皆様には十分に健康にご留意いただきまして、当組合並びに構成市町発展のためにご尽力いただきますことを重ねてお願い申し上げます。

議長 齋藤久議員

次に、報第1号の報告及び認第1号から認第4号までの決算議案4件に関し、監査委員から提出されております資金不足比率審査意見書及び決算審査意見書について、監査委員の説明を求めます。和田 邦雄監査委員。

和田監査委員

それでは最初に平成21年度庄内広域行政組合一般会計及び特別会計歳入歳出決算の意見の方から申し上げます。1点をご覧いただきたいと思っております。審査の対象ですが、平成21年度庄内広域行政組合一般会計歳入歳出決算書、同じく事項別明細書、同じく実質収支に関する調書、同じく財産に関する調書であります。以下記載のとおりのものが対象となります。審査の期間ですが平成22年7月1日から7月30日までであります。審査の方法ですが、審査に付された書類が法令に従って処理されているか、係数が正確であるか、予算の執行が適正であるかについて、関係書類と照合審査するとともに、関係職員の説明を聴取して審査を行いました。審査の結果ですが、各会計の歳入歳出決算書及び関係書類は関係法令に準拠して作成されており、係数も会計帳簿、諸証拠書類と照合した結果、正確でありました。予算の執行についても適正であると認めたところでございます。次のページ、2点をお願いいたします。審査意見ですが、一般会計につきましては不

要額は前年度とだいたい同程度となっておりますが、翌年度繰越額が年々減少している状況でございます。拠点都市事業特別会計でございますが、これにつきましては、食肉流通センター事業特別会計へ繰替運用を行ってございましたが、今回解消措置を講じられております。今後とも基金の管理の適正化に努めていただきますよう要望いたします。青果市場特別会計でございますが、市場使用料等と消費的経費を比較いたしました。堅調な経営を行っておりますが、今後人口減とか市場外流通の拡大による市場経由率の減少などを背景にしまして、青果市場の取扱高は減少が続いております。このままの状態が続きますと市場使用料等を消費的経費が上回ることが想定されますので、今後の施設の管理の運営のあり方について検討を深められますよう要望いたします。食肉流通センター事業特別会計でございますが、処理頭数が豚を中心として増加しております、逆に処理能力が限界に近づいております。このような中で使用料等と消費的経費を比較しますと1億円ほどの差が生じておりますが、これは維持管理費等の経費の他に公債費の支払いに向ける財源になっております。今後とも経営の健全化に努められますよう要望いたします。3頁以降は審査の概要を記載しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。次に平成21年度資金不足比率について申し上げたいと思います。資金不足比率の意見書を願いたいと思います。2枚目を開いていただきたいと思います。平成21年度資金不足比率の審査意見についてですが、審査の対象は青果市場事業特別会計、庄内食肉流通センター事業特別会計であります。審査期間につきましては平成22年7月1日から平成22年7月30日までであります。審査の方法は資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が適正に行えているかどうかを主眼として実施いたしました。審査の結果につきましては、下の表の備考に書いてありますとおり、いずれも資金不足なく、審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成はいずれも適正に行われていると認めたとところでございます。以上決算審査及び資金不足比率の審査の報告とさせていただきます。

日程第5 報第1号 平成21年度公営企業の資金不足比率の報告について

議長 齋藤久議員

日程第5 報第1号「平成21年度公営企業の資金不足比率の報告について」を議題といたします。事務局長。

鈴木誠次 庄内広域行政組合事務局長

事務局長の鈴木でございます。

報第1号 平成21年度公営企業の資金不足比率について、ご説明申し上げます。これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づくもので、青果市場と食肉流通センターの両公営企業について、その資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報

告するものとされております。

経営健全化基準は20%となっております、これを上回る場合は経営健全化計画を定めなければならないとされております。当組合の場合は、両事業とも歳入が歳出を上回っておりますので、資金不足は生じないものであります。

以上、ご報告申し上げます。

議長 齋藤久議員

これより、質疑を行います。

議長 齋藤久議員

これで質疑を終結します。

報第1号「平成21年度公営企業の資金不足比率の報告について」は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に基づく議会への報告でありますので、以上でご了承願います。

日程第6 認第1号 平成21年度庄内広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について

議長 齋藤久議員

次に、日程第6 認第1号「平成21年度庄内広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

事務局より詳細説明を求めます。事務局長。

鈴木誠次 庄内広域行政組合事務局長

認第1号平成21年度庄内広域行政組合一般会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

決算書は1、2頁、主要な施策の成果に関する説明書は1頁から4頁を併せてご覧いただけます。はじめに決算書ですが、歳入・歳出の予算現額はともに1,260万2千円ですが、収入済額は1,382万8,642円、支出済額は759万6,840円で、歳入歳出差引残額は1頁の下段ですが、623万1,802円となり、これが平成22年度への繰越金となるものであります。次に、歳入につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。決算書の3頁、4頁をお開き下さい。1款分担金及び負担金は、構成の5市町からの負担金で、495万円で前年度比165万円、25%の減ですが、これは分賦金を1期分減額したものであります。2款繰越金は844万687円で、19.5%の減、3款諸収入は43万7,955円で、これは残余財産の還付等で、備考にありますとおり、全国ふるさと市町村圏協議会解散に伴う残余財産の還付金や広域行政事務所の移転に伴う事務所費等共同会計負担金残余の還付、それに被保険者の雇用保険料の負担分であります。以上、収入済額合計は1,382万8,642円となり、前年度比で326万3千円、19.1%の減となっております。

続きまして、歳出です。決算書の5頁、6頁をお開き下さい。それから、事業内容につき

ましては、施策の成果に関する説明書の5頁から9頁になりますので、併せてご覧下さい。

1款1項1目議会費ですが、支出済額50万7,040円は、定例会2回、臨時会2回開催したことによる費用弁償等の経費であります。次に、2款1項1目総務管理費ですが、支出済額の41万6,829円は、理事会に係る経費や予算、決算関係の資料作成費、それに臨時職員等の経費であります。なお、不用額の8万8,517円は、理事会等の開催経費や印刷製本費など需用費、それに臨時職員の賃金等の予算見積もりとの差額です。2目の地域振興一般管理費の支出済額の16万7,349円は、広域行政事務所にかかる経費や負担金等で不用額7万3,504円は、事務所費共同会計負担金やその他経費の節減によるものであります。続きまして、7頁、8頁をお願いします。3目の広域計画策定推進費4万7,253円は、広域計画等の各種計画の策定及び調査事業などの経費です。不用額の13万1,747円は需用費等の節減とともに、広域計画推進研究会の講師を2名予定しておりましたが、1名で実施したことによる講師謝金と費用弁償の減が主な要因であります。

4目の市町村職員共同研修費の支出済額7万1,681円は、政策課題(中級) 接遇マナー(基礎編、応用編) 政策形成研究、メンタルヘルスの5つの職員研修の開催にかかる経費であります。不用額の9万6,518円は、講師の選定に当たり、外部招聘にこだわらず、身近な講師への依頼や大学の公開講座と連携で実施したことなどにより、経費節減が図られたことによるものであります。「主要な施策の成果に関する説明書」の8頁、9頁には研修実績及び受講者数を掲載しております。平成21年度の総受講者数は170名で平成20年度と比較しますと66名減少しております。2項1目監査委員費は、毎月お願いしております例月出納検査や定期監査等の監査委員の旅費であります。以上、支出済額合計で、75万9,840円となり、前年度に比較して10万5,400円、12.2%の減となっております。

以上が平成21年度一般会計の歳入歳出決算であります。よろしくご審議の上、ご可決下さいますようお願い申し上げます。

議長 齋藤久議員

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長 齋藤久議員

これをもって、質疑を終結いたします。

議長 齋藤久議員

これから、認第1号「平成21年度庄内広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について」討論を行ないます。

はじめに、反対の討論を許します。

次に、賛成の討論を許します。

(「なし」の声あり)

議長 齋藤久議員

これをもって、討論を終結いたします。

議長 齋藤久議員

これから採決いたします。ただいま議題となっております、認第1号「平成21年度庄内広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について」、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 齋藤久議員

起立全員であります。よって、認第1号については、認定するとに決しました。

~~~~~

## 日程第7 認第2号 平成21年度庄内広域行政組合庄内地方拠点都市地域事業特別会計歳入歳出決算の認定について

**議長 齋藤久議員**

次に、日程第7 認第2号「平成21年度庄内広域行政組合庄内地方拠点都市地域事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。事務局より詳細説明を求めます。

**鈴木誠次 庄内広域行政組合事務局長**

それでは認第2号平成21年度庄内地方拠点都市地域事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。決算書の12号・13号と「主要な施策の成果に関する説明書」の10号から14号を併せてご覧いただきたいと存じます。はじめに決算書につきましては、歳入歳出の予算現額はともに1億1,076万7千円ですが、収入済額は1億1,085万2,050円、支出済額は1億1,066万6千円であります。これにより、歳入歳出差引残額は、12号の下段ですが、18万6,050円となり、これが平成22年度への繰越金となるものであります。次に、基金の動きをご説明申し上げます。決算書戻って頂きまして、11号の「財産に関する調書」の3.基金の庄内地域振興基金の欄をご覧いただきたいと存じます。平成22年3月末の現在高が右端15億1,632万2千円と前年度末より4億9,413万4千円減少しております。これは、平成18年度から行われた庄内食肉流通センター事業特別会計への繰替運用の解消のために4億円、東北公益文科大学奨学金基金の支援として1億円、計5億円を取り崩し、一方、積立金として586万6千円を基金に積立てを行い、それを相殺しますと4億9,413万4千円の減となるものであります。

それでは、歳入につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。「決算書」の14号、15号をお願いします。1款財産収入の利子及び配当金1千万8,038円は庄内地域

振興基金を金融機関の大口定期預金で運用したものであります。2款1項1目の庄内食肉流通センター事業特別会計繰入金45万8,080円は繰替運用ということで、食肉会計で運用していた4年分の資金、計4億円の利子相当分を繰り入れたものです。同じく2項1目庄内地域振興基金繰入金1億円は東北公益文科大学奨学金基金の支援のために、庄内地域振興基金を取り崩し、同額を繰り入れたものであります。3款の繰越金は38万5,932円で、収入済額合計は1億1,085万2,050円となり、前年度に比較して9,737万円、722.2%の増となっております。

次に歳出につきまして、ご説明申し上げます。決算書の16号と17号と「主要な施策の成果に関する説明書」15号から29号を併せてご覧いただきたいと存じます。1款1項1目地方拠点都市地域事業費1億1,066万円6千円のうち、19節負担金、補助及び交付金は1億720万円です。広域連携事業として、「里仁館公開講座」、「世界天文年記念事業」等計12事業、720万円を負担しております。詳細につきましては、「主要な施策の成果に関する説明書」の18号から29号をご覧いただきたいと思います。また、東北公益文科大学の創立10周年記念事業の一環として、学内に創設される奨学金基金に対して1億円を助成しております。これは歳入でもご説明いたしましたが、庄内地域振興基金を取り崩したものであります。25節の積立金346万6千円は、利子収入等から基金活用事業に充てるものを除いて庄内地域振興基金に積み立てたものであります。以上、支出済額合計は1億1,066万6千円となり、前年度に比較して9,757万円、率にして745%の増となっております。繰返しになりますが、増額の方は、ほぼ公益文科大学への奨学金基金助成ということでありませう。

以上が、平成21年度庄内地方拠点都市地域事業特別会計歳入歳出決算であります。よろしくご審議の上、ご可決下さいませようお願い申し上げます。

**議長 齋藤久議員**

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

**議長 齋藤久議員**

これをもって、質疑を終結いたします。

**議長 齋藤久議員**

これから、認第2号、「平成21年度庄内広域行政組合庄内地方拠点都市地域事業特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行ないませう。

はじめに、反対の討論を許ませう。

次に、賛成の討論を許ませう。

(「なし」の声あり)

**議長 齋藤久議員**

これをもって、討論を終結いたします。

**議長 齋藤久議員**

これから採決いたします。ただいま議題となっております、認第2号「平成21年度庄内広域行政組合庄内地方拠点都市地域事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

**議長 齋藤久議員**

起立全員であります。よって、認第2号については、認定するとに決しました。

**議長 齋藤久議員**

審議中ではありますが、この際、お諮りいたします。本日は、議事の都合により、会議時間をあらかじめ延長致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長 齋藤久議員**

異議なしと認めます。よって、本日は、会議時間をあらかじめ延長することに決しました。

---

## 日程第8 認第3号 平成21年度庄内広域行政組合青果市場 事業特別会計歳入歳出決算の認定について

**議長 齋藤久議員**

次に、日程第8 認第3号「平成21年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。事務局より詳細説明を求めます。

**鈴木誠次 庄内広域行政組合事務局長**

認第3号平成21年度青果市場事業特別会計決算についてご説明いたします。決算書は19頁からですが、まず初めに21年度の取引の状況についてご説明申し上げたいと思っております。

施策の成果に関する説明書41頁の年度別市場取扱状況をご覧ください。この表は野菜と果実の合計です。21年度の計の欄、数量、金額、そしてその下の部外物品金額も前年度を下回っておりますが、単価は1.5%、3円の増となっております。最下段合計金額では、79億3千3百万円で前年度比マイナス3.2%、金額で2億6千万円の減となっており、平成17年度以降5年連続で減少しております。産地別取扱状況は42頁以降ですが、主な部分だけご説明申し上げます。43頁の野菜の取扱状況をご覧ください。下段計の数量では、春

先から夏場にかけて、特に、大型野菜が生育不良となり、10月・11月以外は前年度を下回っており、合計ではマイナス7%となっております。そのため、単価は計で、4.7%プラスとなりましたが、数量不足が響いて金額では前年度を下回り、合計で2.8%マイナスという状況となっております。また、上段庄内産について見てみますと、数量は10月以降秋口を中心にプラスとなっており、計で先ほどとは逆に3.2%増加しましたが、その分、単価が4%下がっており、金額ではわずかに前年度を下回りました。

44号果実は、下段計の数量で、春先と12月以降前年度をかなり上回りましたが、合計では0.6%の微減。金額は5月、7月、3月以外は前年度を下回る取扱となり、合計で4%の減となりました。上段庄内産は、数量の合計で89.8%と前年度を大きく10.2%下回りましたが、その分単価がプラス8.7%となりました。また、45号は外国産について、46号には主要品目ごとの取扱状況も掲載しておりますので、後ほどお目通し頂きたいと存じます。以上が21年度の取引の状況であります。

それでは決算書19・20号、施策の成果に関する説明書30号から34号をお開き下さい。歳入・歳出の予算現額は、2億5,306万3千円ですが、収入済額が2億5,267万7,029円、支出済額が2億4,441万5,155円で、差引残額が826万1,874円となり、これが22年度への繰越金となるものであります。次に、事項別明細書によりまして、歳入歳出のおもな点についてご説明申し上げます。21・22号歳入ですが、1款1項1目市町負担金3,700万円は構成の5市町からの負担金で、前年度同額であります。2款1項1目市場使用料は7,147万753円で、前年度比155万5千円、2.1%の減で、内訳は備考欄のとおり卸売や仲卸の売上高割市場使用料1,000分の5.5や面積割使用料などとなっております。3款財産収入33万8,562円は、市場施設維持改良基金の利子収入です。

4款繰入金は、市場施設維持改良基金からの繰入で大規模改修工事に充てる目的で、当年度は1,800万円を取り崩しております。5款繰越金は659万3,317円で、前年度からの繰越金です。23・24号、6款1項組合預金利子4,850円は使用料収入等余剰資金の短期の運用利息で食肉会計と按分した額です。2項の雑入は、備考のとおり光熱水費等について、場内の関連事業者使用分を一旦受入している分であります。7款組合債は、大規模改修工事に充てるため、新たに1億円の起債の借入れを行なったものであり、詳細は施策の成果に関する説明書47号に記載してありますが、昨年は枠の関係で2本に分けて借入れしており、借入れの条件は、どちらも10年償還で、うち据置期間が1年の半年賦元利均等償還で、利率は0.9%です。以上、収入済額合計で2億5,267万7,029円となり、前年度比1億1,657万7千円、85.7%のプラスとなっております。

次に、25・26号歳出ですが、内容が多岐にわたっておりますので、金額の大きなものとか、新たなものなど特徴的なものについてご説明いたします。1款1項1目市場管理費は2億1,198万2,673円で、前年度比1億1,490万9千円、118.4%の伸びとなっております。節ごとの内訳ですが、7節賃金は臨時職員1名分の賃金です。11節需用費のうち光熱水費が2,395万円で、さらに、このうちの約75%が電気料となっております。また、修繕料は施策の成果に関する説明書35号にもありますが、建物・施設の老朽化が進んで、冷暖房設備、給排水設備等の修繕が多くなっており、件数・金額ともほぼ前年度と同程

度の69件、925万円となっています。また、不用額が263万円ほどとなっておりますが、2月に減額補正を行なったところではありますが、特に、電気料が予測より安くなったことで不用額が生じております。13節委託料は1,232万円で、各種設備の保守点検業務や警備・清掃業務等であります。おおむね例年同様の委託内容であります。28分の除雪業務の委託料が187万で、前年度比23万円増額となっています。15節工事請負費は大規模改修工事3カ年計画の1年目ですが、予定価格の公表による条件付一般競争入札で、1億2,486万円となっています。なお、これも請負差額が生じたため2月に減額補正を行ないましたが、工期が8月11日から3月10日までと長期間だったため、不測の事態に備えて350万円ほどを工事費を留保する形をとりましたが、結果的に不用額となったものであります。工事の内容につきましては、施策の説明書35分及び39分にあるとおり、売場天井部分のアスベスト除去、売場屋根の明かり取りのトップライトの改修などを実施しております。19節負担金補助及び交付金は3,279万円で、このうち、派遣職員の給与費負担は3名分で2,871万円、清掃協力会への負担金が400万円などとなっています。29・30分、公債費は起債4件分の償還で、元金・利子合わせて3,243万円となっています。以上、支出済額合計は2億4,441万5,155円で、前年度比1億1,490万9千円、率にして88.7%の増となっておりますが、この要因は先ほど来述べておりますように、21年度新たに着手した大規模改修工事によるものであります。

次に、施策の成果に関する説明書について、若干、補足を含めてご説明したいと思います。38分(3)連絡協議会の開催では、新型インフルエンザが大流行したため、その予防策・対応策について何度か話し合いを行なっております。特に卸売業者とは万が一社内に感染が蔓延した場合に備えての人員体制等を含めて、マニュアルを作成し、踏み込んだ話し合いを行なってきました。次に、3の(1)市場活性化方策の検討です。まず、販売委託手数料の関係ですが、昨年4月から自由化され、当市場では卸の届け出制としたところですが、全国の事例と同様、従前の料率をそのまま採用しているところがほとんどであり、混乱は全く生じませんでした。それから、取扱高減少に対応するための市場活性化検討委員会を開催し、青果物流通実態調査の結果についての説明を行ない、また、別途に役員会も開催しましたが、卸・仲卸と小売店などとは利害関係も絡み、なかなか効果的な対応策が見出せない状況であります。今後とも粘り強く話し合いを続けて行かなければならないと考えております。

それから(3)経営計画の策定であります。直接的には起債の借入れを行なう際に、県ではその許可の判断材料とするため策定を義務づけられているものであります。これにつきましては、2月の全員協議会で説明申し上げたところですが、この中では特に今後の収支見通しについて、大規模改修工事に伴う起債の償還により、市町の負担金の増額を含めて検討して行かなければならないと考えております。

以上が平成21年度青果市場事業特別会計決算であります。よろしくご審議の上、ご可決下さいますようお願い申し上げます。

**議長 齋藤久議員**

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

**議長 齋藤久議員**

これをもって、質疑を終結いたします。

**議長 齋藤久議員**

これから、認第3号、「平成21年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論を行ないます。

はじめに、反対の討論を許します。

次に、賛成の討論を許します。

(「なし」の声あり)

**議長 齋藤久議員**

これをもって、討論を終結いたします。

**議長 齋藤久議員**

これから採決いたします。ただいま議題となっております、認第3号「平成21年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

**議長 齋藤久議員**

起立全員であります。よって、認第3号については、認定するとに決しました。

---

## 日程第9 認第4号 平成22年度庄内広域行政組合庄内食肉流通センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について

**議長 齋藤久議員**

次に、日程第9 認第4号「平成21年度庄内広域行政組合食肉流通センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

事務局より詳細説明を求めます。

**蓮池昇 食肉流通施設事務所長**

認第4号「平成21年度庄内広域行政組合食肉流通センター事業特別会計歳入歳出決算に

ついて」ご説明申し上げます。始めに、決算書に入る前に平成21年度庄内食肉流通センターにおけると畜処理頭数の実績についてご説明申し上げます。主要な施策の成果に関する説明書56ページをお開きください。

平成12年度から平成21年度までの施設での豚、牛のと畜実績が記載されております。平成21年度の豚と畜処理頭数については、27万2,392頭で、前年と比較し7,130頭の増となっており、率にして2.7%の増となっております。

牛は、906頭で、前年比264頭の減となっております。昨年度、系統農家であり、管内の畜産農家2戸が経営から撤退をした際に、平成21年度分の出荷予定を繰上げて出荷したことも要因とみております。その他の畜種につきましては、表に記載されているとおりであります。55ページをお開きください。2の施設の利用実績(1)と畜・解体処理の2行目から記載しておりますが、豚の地域別処理頭数は、庄内管内が15万3,615頭で、全体の56.4%を占めておりますが、前年度58.4%でしたので、2%減少しております。庄内以外の県内は1万9,002頭、率にしますと7%となり、前年度対比1.6%の増となっております。県外分は9万9,775頭で36.6%、前年度対比0.4%の増となっております。処理頭数増加に対応するため、庄内食肉検査所の協力を得まして、閉庁稼働を年間11日間実施し対応しております。

それでは、決算書の32・33ページをお開き下さい。歳入歳出予算額6億4,966万7千円に対し、収入済額が、6億5,994万1千円、支出済額が6億2,837万3千円で、歳入歳出差引残額は、32ページ欄外へ記載されておりますが、3,156万8千円となり、同額が翌年度へ繰越となります。決算規模では、歳入が前年度対比で0.4%増の277万1千円の増収となっており、歳出は1.8%減の1,164万1千円の減額となっております。次に歳入の詳細について、事項別明細書によりご説明申し上げます。決算書の34・35ページをお開き願います。1款1項1目の市町負担金は1億927万1千円で、昨年度と同額となっております。次に、2款1項1目の食肉流通施設使用料のうち、1節と畜場使用料は、処理頭数の増頭により前年度より2.5%増の415万7千円増収し、1億7,300万円となっております。2節の冷蔵庫使用料は、8,150万8千円で前年度より2.8%増、223万7千円の増となっております。3節の施設使用料につきましては、全農山形、庄内食肉公社に貸付けております部分肉処理施設及び内臓処理施設等の使用料となっております。3款1項1目の山形県からの補助金は、前年度と同額の7,225万5千円で、毎年起債の償還にあわせ補助金をいただいているものであります。

4款の財産収入106万4千円のうち、1目1節の土地貸付収入は民間の食肉加工・流通業者への土地貸付料、2目1節の基金利子収入は食肉流通センター整備等基金の利子となっております。次に36・37ページをお開き下さい。5款の繰入金1億円は、庄内地域振興基金からの繰入れによるものです。6款の繰越金1,715万7千円は、平成20年度からの繰越金であります。7款1項1目組合基金利子、4万円は剰余金について大口定期預金として運用した利子となっております。2項1目の雑入は、7,600万3千円となっておりますが、主に庄内食肉公社と全農山形からの光熱水費の受け入れ分となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。決算書の38・39ページをお開き願いま

す。1款1項1目の管理運営総務費3,665万5千円は、主に食肉流通施設事務所の運営に係る経費であります。このほか、基金積立金や公課費及び繰出し金を含めた総務的経費となっています。その内訳につきまして説明いたします。8節報償費から14節の使用料及び賃貸料までは、管理事務所や公用車等の運営経費となっております。11節需用費のうち修繕費につきましては、管理事務所会議室の壁・床の修繕を行っております。19節の負担金補助及び交付金につきましては、主に派遣職員給与費負担金と庄内町土地開発公社に対する食肉流通施設用地造成費負担金となっております。5節積立金は、庄内食肉流通センター整備等基金への積立金で、庄内食肉流通センターの施設整備等に備え、予算額とおり1,331万3千円の積み立てを行っております。この積立によりまして、庄内食肉流通センター整備等基金の平成22年3月31日現在高で1億8,536万7千円となっております。

27節の公課費は消費税の納付額となっております。次に、2目の施設管理費2億5,177万3千円は、庄内食肉流通センターの管理・運営に伴う経費であります。11節需用費9,976万2千円は前年度より719万6千円減のマイナス6.7%となっております。光熱水費は、前年度の8,223万7千円より598万9千円減の7,624万8千円となっています。光熱費の中で97%が電気料となっております。修繕料につきましては、施設の機械・器具の維持補修を目的とし、2,244万1千円の支出となっておりますが、前年度より130万9千円の減となっております。また、不用額が562万7千円となっておりますが、平成21年度の燃料費が低価格で推移したことから、燃料調整制度により電気料金が予算額を下回ったことから不用額となったものです。12節の役務費94万3千円は、庄内食肉流通センターの建物損害共済の保険料が主なものであります。次に40・41ページをお開き下さい。13節委託料1億3,037万1千円で、前年度より702万6千円の減となっております。率にしますと5.1%の減となっております。また、不用額が539万1千円となっております。その理由といたしまして、と畜解体業務委託費に汚泥を焼却するための燃料費を委託経費に含めております。その燃料費A重油ですが、リットルあたりの単価が当初見込みより低価格だったことから、委託契約について見直しを行い変更契約を締結した結果、その差額が不用額となったものです。15節工事請負費1,921万1千円は、建物施設関係、污水处理施設関係、焼却施設関係の3件の工事を行った費用となっております。建物施設関係は、車寄せ屋根組鉄骨部の塗装が剥がれてきたことから、錆止め塗装を行っております。また、污水处理施設関係につきましては、汚泥脱水機の修繕工事として、分解整備及び消耗品の交換を行っております。焼却施設関係につきましては、脱水されたケーキを焼却するための焼却炉の炉体が経年劣化により亀裂等が発生してきたことから、炉体を交換しております。この炉体は4分割にされており、そのうち2分の1について交換を行ったものです。18節備品購入費148万7千円は、汚水貯留槽で使用しますプロアと浄水設備で使用する1次二次ろ過ポンプそれぞれ1台を購入したものであります。次に2款公債費の支出は、3億3,994万5千円で、前年度と同額となっております。この額は、平成31年度まで継続し、32年度からは減額となり、33年度で償還を終えることとなります。3款予備費の支出はございません。

以上が平成21年度庄内食肉流通センター事業特別会計の決算状況であります。よろしく

ご審議下さいますようお願い申し上げます。

申し訳ありません。施策の成果に関する説明書の57ページをお開きください。3の庄内食肉流通センターの課題について、施設の改良整備の実施について載っております。污水及び汚泥焼却施設の運転管理を委託している業者等と協議いたしまして、環境改善及び機械の維持管理に必要なことを聞きながら、適切に対応しております。また、58ページ、豚の処理頭数が順調に増えていることから、公社は閉庁稼働で対応しておりますが、施設の経年劣化が早まり、こちらの修繕を行わなければならない状況になっております。それから処理頭数が多くなることにより、汚泥処理については、汚泥を脱水し、ケーキ状になったものを焼却しております。発生量に対して焼却が追いつかない状況でございますが、この処理方法について検討したいと考えております。また燃料費の経費節減についてでございますが、現在A重油を使用しておりますが、4年前の平成16年4月頃にはリッター当たり30円程度でしたが、平成20年度におきましてはリッター当たりの最高価格が139円と非常に高騰した時代がありました。現在の価格は値下がりし、20年度末にはリッター当たり76円となりましたが、しばらくは小康状態にありましたが、22年度当初につきましては上昇傾向となりました。A重油の消費量につきましては年間約360キロリットルを使用しておりますが、削減を図るための方策について、汚泥の肥料化など処分方法を検討し、経費の節減を検討してまいりたいと考えております。以上です。

**議長 齋藤久議員**

これから質疑をおこないます。

11番 関徹議員。

**11番 関徹議員**

二つ伺いたいと思うのですが、一つは使用料の関係です。豚でいいますと1頭630円という使用料になっておりますが、これが東北や全国的な同様の施設の水準に比べますとどんな位置にあるのか、事務局で研究されているようであれば伺いたいと思います。もう一つは食肉公社をと畜解体業務をはじめ、業務の全体的な委託先としてしています。これが行政組合として直接の組織関係や出資関係を持っていないことは承知の上なのですが、どのような事業状況にあるものなのか、ご説明いただければと思います。

**議長 齋藤久議員**

食肉流通施設事務所長

**蓮池昇 食肉流通施設事務所長**

第一点目の料金につきまして、全国等との比較について当施設がどのようになっているかのご質問です。料金につきましては本施設の使用料は税込みで630円となっております。これは豚でございますが、県内のと畜場と比較いたしますと使用料はほぼ同額となっております。全国平均では1,109円となっておりますが、こちらからみますと約58%ほどで、いくらか全国では安い方に入るのかと思います。また、東北での平均価格は1,007円で約62.6%で東北の中では中間あるいは若干安い方にはいるのではとみています。また解体料

もでございますが、全国平均では1,212円、当施設施設では1,470円ですので平均よりは非常に高いと認識しています。解体料につきましては、県知事へ申請しまして県知事から認可をいただいて料金を定めることとなっております。これは公社の方で申請しているものでございます。組合の方には料金をいくらにするとの話しはしていません。しかし解体料は公社の方への聞き取りですが、平成18年度に税抜きで1,300円から1,400円に100円の値上げをしていると聞いております。

二点目の食肉公社の事業状況ですが、経営的には現在健全な経営をしています。当初施設がたちあがった時は豚の集荷とかが計画どおりにいかないなど、苦労したと聞いておりますが、今現在は豚の集畜も順調で経営状況も良好であると聞いております。

**議長 齋藤久議員**

11番 関徹議員。

**11番 関徹議員**

利用料の設定は全国ではいくらか安い方に入るとのことですが、1,109円としますと、こちらは6割弱の設定で、乱暴なたとえになりますけど、27万頭分、370・80円、平均に設定、上げたとすれば約1億円の利用料の増収となるわけです。それで前年度の議会の時も畜産農家の支援を図るのだ、と重要な目的として改めて確認された経過があるのですが、一方で業者の利用が設立当初から比べると6割から7割に引き上がって、さらに拡大の傾向にあると数字も示されてきました。そんな点で利用料の設定について、畜産農家の支援をどのように図るかということもあるのですが、設定については見直しが必要なのではないかと思うのですが、その部分の必要性について認識をお持ちかということ伺いたいと思います。それから、公社の方ですが、全体的な業務の委託をしているわけですから、と畜解体の委託で言えば1億300万円の決算になっているわけでありまして、その設定がどうか、その是非に関わることだと思しますので、収支であるとか、資産と負債の推移であるとか、議会としても理解を図って行く必要があるのではないかと思うので、それは要望しておきたいと思っております。最初の利用料についてお願いします。

**議長 齋藤久議員**

事務局長。

**鈴木誠次 庄内広域行政組合事務局長**

使用料の見直しの関係ですが、確かに使用料だけをみてみますと先ほどご指摘ありましたように630円で、東北、全国と比較しても半分程度ということで、これだけみればかなり安いのかと思われるところでありますが、実際搬入される方からすれば、使用料の他に解体料がございまして、搬入する方からすればセットで支払うことになるわけですので、その分も考慮して考えていかなければならないのかな、と思っています。ただ、説明の中でも申し上げましたが、解体料につきましては組合に入るお金ではなくて、公社に入るお金ですので、それを分けがちに考えてしまうことがあるのですが、利用者にとっては一体として考えていかなければならないのかなと、使用料だけみれば安いのですが、解体料も含めた部分で、これから解体料を安くすることは無理だと思っておりますが、使用料の部分について、施設の状況を検討しながら値上げが可能かどうか、検討課題とさせていただきたいと思っています。

**議長 齋藤久議員**

よろしいですか。他に質疑ございませんか。

6番門田克己議員。

**6番 門田克己議員**

1点だけ当局のお考えをお聞きしたいのですが、先ほど局長が経営計画の策定というところに触れられておりました。先ほどの審査意見の中にも食肉流通センターの認第4号だけでなく、3号にもあてはまると思うのですが、経営計画の策定に対するこれからの進め方や現在のご認識をお聞かせ願いたいと思います。

**議長 齋藤久議員**

事務局長。

**鈴木誠次 庄内広域行政組合事務局長**

食肉の方から最初に申し上げますと、今まで繰替運用をしておりましたが、繰替運用の解消ということで、今年度からは、いわば庄内地域振興基金の取り崩しで対応できるようになったので、毎年1億円ずつを繰り入れしていただけること、それから搬入処理頭数もこれ以上増えると困る部分もありますが、処理頭数も多いということで、使用料も入ってきており、こちらについては何とか10年後の経営計画は見通しは立てられるのかなと考えているところでございます。一方、青果では利用状況、取扱状況が毎年毎年減っており、今の段階では監査の意見にもございましたように消費的経費、いわゆる維持管理費的なものがまだ利用料でまかなわれておりますが、さらにどんどん減っていくと危ない状況になると予想され、また、起債を3ヶ年借りるわけですが、本格償還が始まると今の各市町からの負担金合計3千7百万円いただいておりますが、これだけでは足りなくなるので、平成25年度頃から1千万円程度の増額をお願いしていかなければならないのかなと、2月の全員協議会の説明でも申し上げてきたところでございます。それとあわせて、活性化ということで売上や取扱高の増加までは難しいかもしれませんが、せめて減少に歯止めをかけるような方策を卸売会社と関連事業所と検討していきたいと考えております。

**議長 齋藤久議員**

6番 門田克己議員。

**6番 門田克己議員**

要は監査委員の意見にもあります、局長の認識にも同じ認識を共有しているわけですし、食べる方、要するに人口の減少、それから色々な方法での生産者も販路を広げている時代で、ひとつの不安や懸念という認識でいると受け止めたわけですが、そうであればあるほど遠い先までではなく、近々の経営計画、つまり財政計画につながっていきますが収入はそんなに増えない、経費は上がってくる、利益は少なくなってくる、その中で経営をしていかなければならないとなれば経費が上がる、食肉に関しては動いている機械ですので、相当の消耗する時期が必ず来るわけです。青果では大規模改修を1年でできない位実施しており、説明によりますと一時も休んでいられないのが食肉センターの状況でしたので、それを保持しながら健全経営をすることは収入は同じであって、経費は増えてくる、施設の老朽化してくる、そういう状況に必ず到達するので、その辺に視線を置いた、財政を含めた経営計画を策定されて、我々も同じ認識にたった何をどのよ

うに努力すれば運営を安定的にできるのかという課題をみつけながら進んでいくべきではないか  
と思いますので、要望として申し上げさせていただきます。

**議長 齋藤久議員**

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長 齋藤久議員**

これで質疑を終決いたします。

**議長 齋藤久議員**

これから、認第4号「平成21年度庄内広域行政組合食肉流通センター事業特別会計歳入  
歳出決算の認定について」、討論を行いません。はじめに、反対の討論を許します。

次に、賛成の討論を許します。

(「なし」の声あり)

**議長 齋藤久議員**

これをもって、討論を終結いたします。

**議長 齋藤久議員**

これから採決いたします。ただいま議題となっております、認第4号「平成21年度庄内  
広域行政組合食肉流通センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定することに  
賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

**議長 齋藤久議員**

起立全員であります。よって、認第4号については、認定するとに決しました。

---

## 日程第10 議第13号 庄内広域行政組合職員の勤務時間、 休暇等に関する条例の一部改正に ついて

**議長 齋藤久議員**

次に、日程第10 議第13号「庄内広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例  
の一部改正について」を議題といたします。

事務局より詳細説明を求めます。

**鈴木誠次 庄内広域行政組合事務局長**

議第13号庄内広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正案についてご説明申し上げます。

改正の主旨は、平成21年7月に公布されました、いわゆる育児・介護休業法及び11月に公布されました地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が本年6月30日に施行されたことに伴い、また、当組合の構成市町でも所定の改正を行っていることから、法の主旨に則り、仕事と子育ての両立支援を進めるため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきまして、簡潔にご説明申し上げます。新旧対照表をご覧ください。

まず、第8条の2であります。これは時間外勤務代休制度の新設で、月に60時間を超える時間外勤務に係る手当の支給割合の引上げに伴う差額分100分の25の手当の支給に代えて、時間外勤務代休時間を指定することができる制度を設けるもの。

8条の3は時間外勤務の制限の新設で、3歳未満の子のある職員が当該子を養育するために請求した場合は、災害など業務の処理が著しく困難な場合を除いて、原則として時間外勤務をさせてはならない旨の規定を設けるもの。

3分の第15条の改正は、別表の改正に伴う文言の整理であります。

別表第2の新旧対照表でご説明申し上げます。5分をお開き下さい。

14号は、妻の出産前6週から出産後8週の間、男性職員が5日間育児に参加できることとする休暇を新たに設けるものであります。

15号は、子の看護休暇を予防接種や健康診断の場合にも5日まで取得できるようにするとともに、子が二人以上の場合には10日まで取得できるように改めるものであります。

また、6分16号は、日常生活を営むのに支障がある要介護者を介護するための短期介護休暇を新たに設けるものであり、期間は5日とし、要介護者が二人以上いる場合は10日までとするものであります。

次のページ、1分とありますが、これは附則に関してであります。本条例の改正により、庄内広域行政組合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例につきましても、記載のとおり改正するものであります。以上でありますので、よろしくご審議の上、ご決賜りますようお願い申し上げます。

**議長 齋藤久議員**

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

**議長 齋藤久議員**

これをもって、質疑を終結いたします。

**議長 齋藤久議員**

これから、議第13号「庄内広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正案について」、討論を行ないます。

はじめに、反対の討論を許します。

次に、賛成の討論を許します。

(「なし」の声あり)

**議長 齋藤久議員**

これをもって、討論を終結いたします。

**議長 齋藤久議員**

これから採決いたします。

ただいま議題となっております、議第13号「庄内広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

**議長 齋藤久議員**

起立全員であります。よって、議第13号については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第11 議員の派遣について

**議長 齋藤久議員**

次に、日程第11 議員派遣についてを議題といたします。視察日程、視察先につきましては、先の議会運営委員会で調整・検討されておりますが、事務局から説明をいたさせます。

**鈴木誠次 庄内広域行政組合事務局長**

それでは、議員派遣についてご説明申し上げます。資料がございますのでご覧いただきたいと思えます。

本組合では先進事例を視察調査し、議員活動に必要な知識等を習得する目的で議員視察を実施しておりますが、広域行政組合議会会議規則第73条によりまして、議員を派遣しようとするときは、議会の議決を要することから定例会に上程するものであります。(2)の派遣場所ではありますが、このたびは群馬県方面に絞って視察を行ないたいと考えております。ひとつはみどり市、旧桐生市でございますけれども桐生地方卸売市場株式会社、それから、もう1箇所は高崎市の高崎市総合卸売市場株式会社を予定しております。詳しくご説明申し上げますと、桐生地方卸売市場でございますが、昭和49年に開設をいたしまして、当初は公設市場でしたが、昨年の7月から民営化されております。取扱部門は青果と水産で、昨年度の取扱高は青果が約46億円、水産が約64億円となっております。もう1箇所高崎でござい

ますが、昭和56年に第3セクター市場として開設をいたしまして今日に至っております。取扱部門と取扱高は青果が約100億円、水産が約55億円、花卉が24億円となっておりますが、高崎市場の特徴といたしましては、これまで平成17年度と20年度の2回にわたって卸売市場の売り場の屋根に太陽光発電を設置をして、発電を行っており、今後はグリーン電力という制度があるようですが、この認証を受けて売電、電気を売り、新たな収入源としたいという構想を持っているようでございます。ぜひこういった先進的な取組事例を視察したいと考えております。それから(3)の派遣期間であります。本年の11月11日木曜日から12日の金曜日、1泊2日の予定で、交通手段はマイクロバスを考えております。それから派遣議員は全議員で、なお、この議員視察は隔年、1年おきで行うことで申し合わせされております。前回は平成20年度に、仙台市中央卸売市場と仙南地域広域行政組合を視察しております。以上でありますので、よろしくお願いいたします。

**議長 齋藤久議員**

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

**議長 齋藤久議員**

これで質疑を終決いたします。それでは、お諮りいたします。会議規則第73条の規定により、お手元に配布しております案のとおり、議員を派遣することとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長 齋藤久議員**

異議なしと認めます。よって、議員派遣については、原案どおり決しました。

---

## 閉 会

**議長 齋藤久議員**

以上で、本定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。これをもちまして、平成22年8月庄内広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

(午後4時33分)

---

~~~~~  
地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成22年 月 日

議会議長

議会副議長

議会議員

議会議員